

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百三十二号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（事業年度の記載事項）          第三条（略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七  証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ  リスク管理の方針及びリスク特性の概要</p> <p>ロ  連結自己資本規制比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号（連結自己資本規制比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において準用する場合を含む。）までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>ハ  信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針</p> <p>ニ  証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ホ  証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ヘ  会社グループが証券化目的の導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的の導管体の種類及び当該会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポ</p>	<p>（事業年度の記載事項）          第三条（略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七  証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ  リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ  証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ハ  証券化取引に関する会計方針</p> <p>ニ  証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する格付機関の名称（使用する格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）</p>

ージャーを保有しているかどうかの別

ト 会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該会社グループが行った証券化取引（会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する格付機関の名称（使用する格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

イ ーニ （略）

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト （略）

九 ー十一 （略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 ー六 （略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 会社グループがオリジネーターである場合における信用リス

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

イ ーニ （略）

（新設）

（新設）

ホ （略）

九 ー十一 （略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 ー六 （略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 会社グループがオリジネーターである証券化エクスポージャ

ク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)

(7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)

(8)・(10) (略)

(削る)

(11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減

ーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(5)・(7) (略)

(8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な資産の種類別の内訳

(新設)

減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ロ 会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) (略)

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ハ 会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、会社グループが証券化エクスポ

ージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期

ロ 会社グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(3) (略)

(4) (略)

(新設)

- 
- (2) | 証券化取引に係るものに限る。) |
- (2) | 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳 |
- (3) | 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。) |
- (4) | 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳 |
- (5) | 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) |
- (6) | 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) |
- (7) | 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳 |
- (8) | 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳 |
- (9) | 連結自己資本規制比率告示第二百八十条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 |
- (10) | 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に
-

掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする  
実行済みの信用供与の額

(ii) 会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還  
条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの  
信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額  
の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還  
条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの  
信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額  
の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ

会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リス  
ク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次  
に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種  
類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記  
載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ  
ェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ  
クスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) 保有する包括的リスク計測対象となる証券化エクスポー  
ジャーの額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別  
の所要自己資本の額の内訳

（新設）

<p>(4) 連結自己資本規制比率告示第二百八十条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳</p> <p>八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する最終指定親会社に限る。）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値</p> <p>ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額</p> <p>ニ (略)</p> <p>九〇十一 (略)</p>	<p>八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する最終指定親会社に限る。）</p> <p>イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ (略)</p> <p>九〇十一 (略)</p>
--	--